

12. 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別		英 国		ド イ ツ			フ ラ ン ス		
経 費	施行日	2005. 1. 1		2002. 1. 1			2008. 9. 11		
	出願料	£30	(¥5,700)	紙	€ 60	(¥9,060)	紙	€ 35	(¥5,285)
最 低 必 要 費 用	出願料	£30	(¥5,700)	電子	€ 50	(¥7,550)	電子	€ 25	(¥3,775)
	その他	・ 調査料 £100.00 ・ 審査請求料 £70.00		・ 調査料 € 250 ・ 審査請求料 € 150 (すでに調査がされている場合) ・ 審査請求料 € 350 (調査がされていない場合)			出願料付加分 ・ 10超のクレーム € 40/1項 ・ 調査料 € 500 ・ 特許発行料 € 85		
年 金 (特許料等)		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする			
	第1年								
	第2年							€ 35	(¥5,285)
	第3年							€ 35	(¥5,285)
	第4年				€ 70	(¥10,570)		€ 35	(¥5,285)
	第5年	£50	(¥9,500)		€ 90	(¥13,950)		€ 35	(¥5,285)
	第6年	£70	(¥13,300)		€ 130	(¥19,630)		€ 150	(¥22,650)
	第7年	£90	(¥17,100)		€ 180	(¥27,180)		€ 150	(¥22,650)
	第8年	£110	(¥20,900)		€ 240	(¥36,240)		€ 150	(¥22,650)
	第9年	£130	(¥24,700)		€ 290	(¥43,790)		€ 150	(¥22,650)
	第10年	£150	(¥28,500)		€ 350	(¥52,850)		€ 150	(¥22,650)
	第11年	£170	(¥32,300)		€ 470	(¥70,970)		€ 300	(¥45,300)
	第12年	£190	(¥36,100)		€ 620	(¥93,620)		€ 300	(¥45,300)
	第13年	£210	(¥39,900)		€ 760	(¥114,760)		€ 300	(¥45,300)
	第14年	£230	(¥43,700)		€ 910	(¥137,410)		€ 300	(¥45,300)
	第15年	£250	(¥47,500)		€ 1,060	(¥160,060)		€ 300	(¥45,300)
	第16年	£270	(¥51,300)		€ 1,230	(¥185,730)		€ 600	(¥90,600)
	第17年	£300	(¥57,000)		€ 1,410	(¥212,910)		€ 600	(¥90,600)
	第18年	£330	(¥62,700)		€ 1,590	(¥240,090)		€ 600	(¥90,600)
	第19年	£360	(¥68,400)		€ 1,760	(¥265,760)		€ 600	(¥90,600)
	第20年	£400	(¥76,000)		€ 1,940	(¥292,940)		€ 600	(¥90,600)
	第21年	£600	(¥114,000)		€ 2,650	(¥400,150)		€ 900	(¥135,900)
	第22年	£700	(¥133,000)		€ 2,940	(¥443,940)		€ 900	(¥135,900)
	第23年	£800	(¥152,000)		€ 3,290	(¥496,790)		€ 900	(¥135,900)
	第24年	£900	(¥171,000)		€ 3,650	(¥551,150)		€ 900	(¥135,900)
	第25年	£1,000	(¥190,000)		€ 4,120	(¥622,120)		€ 900	(¥135,900)
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日の翌日から20年		出願日から20年			
通貨換算率		£1: ¥190		€1: ¥151		€1: ¥151			
備 考		※EPO出願でイギリスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。		※EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。		※EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。 ※※自然人、非営利団体及び従業員1,000人未満の中小企業は、上記料金の半額。			

国 別		E P O		カ ナ ダ		米 国	
経 費 施行日		2 0 0 8 . 4 . 1		2 0 0 4 . 7 . 2 6		2 0 0 8 . 1 0 . 2	
最	出 願 料	紙	€ 180 (¥25,670)	C\$400	(¥38,400)	US\$330	(¥34,650)
		電子	€ 100 (¥14,345)				
低	そ の 他	・ 調査料 € 1,050 ・ 指定料(各国毎に) € 85/1国 (7カ国分支払うと全締約国を指定し たとみなされる) ＜2009年4月1日以降＞ € 500 (みなし全指定導入のため) ・ 審査請求料 € 1,405 ・ 特許付与料 ・ 35頁まで € 790 ・ 35頁を超える場合 € 12/1頁 ※2009年4月以降、35頁超過料は出願料 と共に納付する。 ・ クレーム料 ・ 15頁目を超えるクレーム € 200/1項 ＜2009年4月1日以降＞ ・ 16～50項目まで € 200/1項 ・ 50項目を超えるクレーム € 500/1項		・ 審査請求料 C\$800 ・ 特許登録料 C\$300 ・ 超過ページ C\$6/1頁 (明細書及び図面が100ページを 超える場合)		出願料付加分 ・ 超過ページ料 US\$270/50頁 (100ページを超える場合) ・ 3項を超える独立クレーム US\$220/1項 ・ 20項を超えるクレーム US\$52/1項 ・ 多項従属クレームがある 場合 US\$390 ・ サーチ料 US\$540 ・ 審査料 US\$220 ・ 公開手数料 US\$300 ・ 特許発行料 US\$1,510	
		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		登録された年を第1年目とする	
年 金 （ 特 許 料 等 ）	第1年					3年6ヶ月以内に US\$980.00	(¥102,900)
	第2年						
	第3年	€ 400 (¥60,400)	C\$100 (¥9,600)				
	第4年	€ 500 (¥75,500)	C\$100 (¥9,600)				
	第5年	€ 700 (¥105,700)	C\$200 (¥19,200)			7年6ヶ月以内に US\$2,480.00	(¥260,400)
	第6年	€ 900 (¥135,900)	C\$200 (¥19,200)				
	第7年	€ 1,000 (¥151,000)	C\$200 (¥19,200)				
	第8年	€ 1,100 (¥166,100)	C\$200 (¥19,200)				
	第9年	€ 1,200 (¥181,200)	C\$200 (¥19,200)			11年6ヶ月以内に US\$4,110.00	(¥431,550)
	第10年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$250 (¥24,000)				
	第11年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$250 (¥24,000)				
	第12年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$250 (¥24,000)				
	第13年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$250 (¥24,000)				
	第14年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$250 (¥24,000)				
	第15年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$450 (¥43,200)				
	第16年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$450 (¥43,200)				
	第17年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$450 (¥43,200)				
	第18年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$450 (¥43,200)				
	第19年	€ 1,350 (¥203,850)	C\$450 (¥43,200)				
	第20年	€ 1,350 (¥203,850)					
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
	第25年						
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年*1		出願日から20年*1	
通貨換算率		€1:¥151		C\$1:¥96		US\$1:¥105	
備 考		※上記特許料の欄の金額は、登録ま でにEPOに支払う維持料であり、 特許料は指定された各国にそれぞれ 支払う必要がある。		※小企業、個人については上記の 料金の半額。 *1:1989年10月1日前の出願は特許 発行日から17年間。		※小企業、個人、非営利団体につい ては上記の料金は半額。 *1:1995年6月8日前の出願は特許日 から17年又は出願日から20年のい ずれか遅く終了する方の期間。	

国 別		中 華 人 民 共 和 国		大 韓 民 国		台 湾	
経 費	施行日	2 0 0 6 . 1 . 1		2 0 0 9 . 1 . 1		2 0 0 8 . 8 . 2 6	
	出願料	900元	(14,400)	W38,000	(¥3,280)	紙 NT\$3,500	(¥12,495)
最 低 必 要 費 用						電子 NT\$2,900	(¥9,164)
	その他	出願時の付加料 ・ 31頁から300頁まで ・ 300頁を超える場合 ・ 10項を超えるクレーム ・ 審査請求料 2,500元 ・ 特許登録料 255元 ・ 出願維持年金 300元/年 ・ 公開料 50元	50元/1頁 100元/1頁 150/1項	出願時の付加料 ・ 紙出願の場合 (図面、明細書及び要約書の1頁毎に) ・ 優先権主張 (1の主張) ・ 審査請求料 W130,000 ・ 付加料 W40,000/1頁 (クレーム毎に) ・ 特許登録料 W45,000 ・ 付加料 (クレーム毎) W39,000	W1,000/1頁*1 W2,0000	・ 審査請求料 NT\$8,000 (図面を含む明細書の頁の頁数が50頁を超える場合) ・ 特許発行料 NT\$1,000	NT\$500/50頁
年 金 (特 許 料 等)		出願した年を第1年目とする		登録された年を第1年目とする		公告された年を第1年目とする	
	第1年	900元	(¥14,400)			NT\$2500	(¥8,921)
	第2年	900元	(¥14,400)			NT\$2500	(¥8,921)
	第3年	900元	(¥14,400)			NT\$2500	(¥8,921)
	第4年	1200元	(¥19,200)	W40,000	¥4,402	NT\$5000	(¥17,843)
	第5年	1200元	(¥19,200)	+W22,000	+¥1,985	NT\$5000	(¥17,843)
	第6年	1200元	(¥19,200)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$5000	(¥17,843)
	第7年	2000元	(¥32,000)	W100,000	¥9,839	NT\$9000	(¥32,117)
	第8年	2000元	(¥32,000)	+W38,000	+¥3,280	NT\$9000	(¥32,117)
	第9年	2000元	(¥32,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$9000	(¥32,117)
	第10年	4000元	(¥64,000)	W240,000	¥20,712	NT\$18000	(¥64,233)
	第11年	4000元	(¥64,000)	+W55,000	+¥4,747	NT\$18000	(¥64,233)
	第12年	4000元	(¥64,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$18000	(¥64,233)
	第13年	6000元	(¥96,000)			NT\$18000	(¥64,233)
	第14年	6000元	(¥96,000)			NT\$18000	(¥64,233)
	第15年	6000元	(¥96,000)			NT\$18000	(¥64,233)
	第16年	8000元	(¥128,000)			NT\$18000	(¥64,233)
	第17年	8000元	(¥128,000)			NT\$18000	(¥64,233)
	第18年	8000元	(¥128,000)	W360,000	¥31,068	NT\$18000	(¥64,233)
	第19年	8000元	(¥128,000)	+W55,000	+4,747	NT\$18000	(¥64,233)
	第20年	8000元	(¥128,000)	×クレーム数/年	×クレーム数/年	NT\$18000	(¥64,233)
	第21年					NT\$18000	(¥64,233)
	第22年					NT\$18000	(¥64,233)
	第23年					NT\$18000	(¥64,233)
	第24年					NT\$18000	(¥64,233)
	第25年					NT\$18000	(¥64,233)
特許権 存続期間		出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年	
通貨換算率		1元:¥15		W100:¥8.63		TW\$100:¥316	
備 考		*1: 出願から2年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。(ただし、特許になった場合のみ。)		※年金の支払は各年毎に上記合計額を支払うものとする。 *1: 明細書・図面、要約書の1頁毎。			

国 別		オーストラリア			シンガポール			香港		
経 費	施行日	2009. 1. 1			2004. 7. 1			2004. 5. 7		
	出願料	紙	A\$320	(26,474)	紙	SG\$ 160	(¥11,840)	紙	HK\$ 380	(¥5,510)
最低必要費用	電子	A\$290	(23,983)							
	その他	・審査請求料 A\$420 ※IPオーストラリアに既に登録されている場合 A\$300 ・審査請求料 A\$140 20項を超えるクレーム A\$100/項			・調査請求料 SG\$ 1,750 ・審査請求料 SG\$ 1,100 ・調査/審査組合せ請求料 SG\$ 2,600 ・特許付与料 SG\$ 200 25項を超えるクレーム SG\$ 20/項			(上記のHK\$380は、指定特許出願の登録請求料に相当する) ・登録請求の公告料 HK\$ 68 ・指定特許の登録及び標準特許付与請求料 HK\$ 380 ・上記請求の公告料 HK\$ 68 ・標準特許出願の出願維持の手数料*1 HK\$ 270		
年金（特許料等）		本出願をした年を1年目とする			出願した年を第1年度とする			指定特許出願年を第1年度とする		
	第1年									
	第2年									
	第3年									
	第4年							HK\$ 540	(¥7,830)	
	第5年				SG\$ 160	(¥11,070)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第6年	A\$250	(¥20,675)		SG\$ 160	(¥11,070)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第7年	A\$250	(¥20,675)		SG\$ 160	(¥11,070)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第8年	A\$250	(¥20,675)		SG\$ 270	(¥18,450)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第9年	A\$250	(¥20,675)		SG\$ 270	(¥18,450)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第10年	A\$250	(¥20,675)		SG\$ 270	(¥18,450)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第11年	A\$400	(¥33,080)		SG\$ 350	(¥25,830)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第12年	A\$400	(¥33,080)		SG\$ 350	(¥25,830)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第13年	A\$400	(¥33,080)		SG\$ 350	(¥25,830)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第14年	A\$400	(¥33,080)		SG\$ 450	(¥33,210)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第15年	A\$400	(¥33,080)		SG\$ 450	(¥33,210)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第16年	A\$900	(¥74,430)		SG\$ 450	(¥33,210)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第17年	A\$900	(¥74,430)		SG\$ 550	(¥40,590)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第18年	A\$900	(¥74,430)		SG\$ 550	(¥40,590)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第19年	A\$900	(¥74,430)		SG\$ 550	(¥40,590)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第20年	A\$900	(¥74,430)		SG\$ 650	(¥47,970)		HK\$ 540	(¥7,830)	
	第21年	A\$2,000	(¥165,400)		SG\$ 950	(¥70,110)				
	第22年	A\$2,000	(¥165,400)							
	第23年	A\$2,000	(¥165,400)							
	第24年	A\$2,000	(¥165,400)							
	第25年	A\$2,000	(¥165,400)							
特許権存続期間		特許日から20年			出願日から20年			指定特許出願日から20年		
通貨換算率		A\$1:¥82.7			SG\$1:¥73.8			HK\$1:¥14.5		
備考		※(1)上記は“a standard patent”取得時にかかる費用。 (2)権利期間の延長は最長で5年。						※上記は標準特許取得時にかかる費用。 *1:出願から5年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。		

（資料） 特許庁「平成20年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

（備考） 注1：表中の通貨換算率は、平成20年12月19日付け「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」（日本銀行ホームページより）による。

注2：情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係（Eメール：PA0842@jpo.go.jp）までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先:国際課